廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則〈省令〉(抜粋)

(産業廃棄物収集運搬業の許可の申請)

第9条の2 法第14条第1項の規定により産業廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第6号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(省略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(省略)

四 当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類

(省略)

(産業廃棄物収集運搬業の許可の基準)

第 10 条 法第14条第5項第1号(法第14条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとお りとする

(省略)

二 申請者の能力に係る基準

イ 産業廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

(省 略)

(産業廃棄物処分業の許可の申請)

第 10 条の4 法第14条第6項の規定により産業廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第8号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

省 略

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

(省略)

六 当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類

(省略)

(産業廃棄物処分業の許可の基準)

- 第 10 条の5 法第14条第10項第1号(法第14条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。
 - 処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。)を業として行う場合

(省略)

- ロ 申請者の能力に係る基準
- (1) 産業廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

(省略)

二 埋立処分又は海洋投入処分を業として行う場合

(省略)

- □ 申請者の能力に係る基準
- (1) 産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

(省略)

(特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請)

第 10 条の 12 法第14条の4第1項の規定により特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した 様式第12号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(省略)

2 第9条の2第2項から第7項までの規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、同条第2項第15号中「令第6条の9第2号」とあるのは「令第6条の13第2号」と、「法第14条第2項」とあるのは「法第14条の4第2項」と、「次条第1号」とあるのは「第10条の12の2第1号」と、同条第4項中「次条各号」とあるのは「第10条の12の2各号」と、同条第5項中「令第6条の9第2号」とあるのは「令第6条の13第2号」と、「法第14条第2項」とあるのは「法第14条の4第2項」と、同条第6項中「この項」とあるのは「第9条の2第6項」と読み替えるものとする。

(省略)

(特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の基準)

第 10 条の 13 法第14条の4第5項第1号(法第14条の5第2項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

(省略)

二 申請者の能力に係る基準

イ 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

(省略)

(特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請)

第 10 条の 16 法第14条の4第6項の規定により特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式 第14号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。 (省略)

2 第10条の4第2項(第5号に係る部分を除く。)から第6項までの規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、同第2項第4号中「産業廃棄物の処分」とあるのは「特別管理産業廃棄物の処分」と、「埋立処分及び海洋投入処分」とあるのは「埋立処分」と、同項第9号中「令第6条の11第2号」とあるのは「令第6条の14第2号」と、「法第14条第7項」とあるのは「法第14条の4第7項」と、「次条第1号」とあるのは「第10条の16の2第1号」と、同条第3項中「次条各号」とあるのは「第10条の16の2各号」と、同条第4項中「令第6条の11第2号」とあるのは「令第6条の14第2号」と、「法第14条第7項」とあるのは「法第14条の4第7項」と、同条第5項中「この項」とあるのは「第10条の4第5項」と、同条第6項中「第5号」とあるのは「第4号」と読み替えるものとする。

(省略)

(特別管理産業廃棄物処分業の許可の基準)

- 第 10 条の 17 法第 1 4条の 4 第 1 0 項第 1 号(法第 1 4条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。
 - 一 特別管理産業廃棄物の処分(埋立処分を除く。以下この号において同じ。)を業として行う場合

(省 略)

- ロ 申請者の能力に係る基準
- (1) 特別管理産業廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

(省略)

二 埋立処分を業として行う場合

(省略)

- ロ 申請者の能力に係る基準
- (1)特別管理産業廃棄物の埋立処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

(省 略)